平成２７年（フ）第８６号
高知市仁井田821番地６
債務者　射手　　傳
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　啓明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０２号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目15番16号　リトルパレス鶴見303
債務者　平山　祐子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北田　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２５号
大阪府泉佐野市羽倉崎４丁目２番119―308号
債務者　中野　扶美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横畠　裕典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５５１号
熊本市北区楠野町621番地、前住所福岡市中央区桜坂３丁目９番８号
債務者　惠口　勝起
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸住　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９６２号
名古屋市天白区植田南２丁目115番地　日映マンションⅡ３Ｂ、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47　グローリアス和合西304号
債務者　嶋田　祐樹
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後１時25分
5　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６９号
北海道亀田郡七飯町本町１丁目６番34号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８３号
北海道二海郡八雲町豊河町28番地３
債務者　渡辺　秀子
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第５２８６号
大阪市北区中崎西４丁目１番５号
債務者　ｃｏｃｏｒｏこと　小林伊津子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４６０号
大阪市東住吉区杭全８丁目４番21―403号
債務者　宮崎　昭子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９６号
大阪市此花区高見１丁目７番16―1204号
債務者　岡村春子こと　梁　　春子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８４号
大阪府茨木市真砂１丁目４番17号　レピュートウエスト103号
債務者　野村　侑成
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０９６号
大阪市住吉区遠里小野７丁目４番24―303号
債務者　澤田　耕作
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１３１号
大阪市鶴見区鶴見１丁目６番32号　つるみマンション403
債務者　野﨑　琴美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１５７号
大阪府東大阪市河内町５番７号　瓢箪山第２大発マンション208号、前住所大阪府八尾市山本町南８丁目３番９―103号
債務者　糸賀　亮太
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６３号
大阪府東大阪市源氏ケ丘16番11号パークサイド伊藤301号
債務者　垣下　眞介
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１６４号
大阪府東大阪市森河内東１丁目８番１号ボーナコム206号、前住所大阪府東大阪市森河内東１丁目８番29号
債務者　小林　　恵（旧姓垣下）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１９１号
大阪市此花区高見１－８　パークシティふれあいのまち第17号棟第1006号室森真希方、住民票上の住所大阪市此花区高見１丁目７番16―1204号
債務者　岡村憲吉こと　盧　　憲吉
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部